通所介護「利用料金表」（令和7年4月改定）

1. 通所介護等　利用料金表　1日あたり

サービス内容			介護報酬額	ご利用者様負担額 1割負担	2割負担	3割負担	備考
基本料金	要介護度1		7,657円	766円	1,532円	2,298円	通所介護基本単価　（時間区分　7時間～8時間）
	要介護度2		9,045円	905円	1,809円	2,714円	
	要介護度3		10,477円	1,048円	2,096円	3,144円	
	要介護度4		11,908円	1,191円	2,382円	3,573円	
	要介護度5		13,360円	1,336円	2,672円	4,008円	
加算（右欄の中から該当するサービスのみ算定いたします）	入浴介助加算（Ⅰ）	/1回	469円	47円	94円	141円	入浴を行った場合
	入浴介助加算（Ⅱ）	/1回	640円	64円	128円	192円	Ⅰに加えて、入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行った場合
	中重度者ケア体制加算	/1月	523円	53円	105円	157円	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築した場合
	生活機能向上連携加算１	/1月	1,164円	117円	233円	350円	理学療法士等が、通所介護事業所を訪問し、通所介護事業所の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、定期的に見直ししている場合
	生活機能向上連携加算２	/1月	2,328円	233円	466円	699円	
	個別機能訓練加算Ⅰイ	/1回	651円	66円	131円	196円	常勤・専従の機能訓練指導員を1名以上配置し、個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練についた場合
	個別機能訓練加算Ⅰロ	/1回	886円	89円	178円	266円	ロは、イに加えて専従で1名以上配置すること。
	個別機能訓練加算Ⅱ	/1回	234円	24円	47円	71円	個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出していること。
	ＡＤＬ維持等加算Ⅰ	/1月	352円	36円	71円	106円	自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ＡＤＬ（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合の加算
	ＡＤＬ維持等加算Ⅱ	/1月	694円	70円	139円	209円	
	認知症加算	/1月	694円	70円	139円	209円	認知症高齢者の日常生活自立度III以上の利用者の占める割合が「100分の20以上」であり、認知症介護指導者研修等を修了した者を「1名以上」確保した場合
	若年性認知症受入加算	/1月	1,751円	176円	351円	526円	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
	栄養アセスメント加算	/1月	587円	59円	118円	177円	管理栄養士を１名以上配置し、栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応した場合
	栄養改善加算	月２回限度	2,328円	233円	466円	699円	栄養ケア計画を作成し、それに従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行い、その状態を定期的に記録した場合
	口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	/1回	234円	24円	47円	71円	利用者の栄養状態と口腔の健康状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること
	口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	/1回	53円	6円	11円	16円	
	口腔機能向上加算Ⅰ	/1回	1,751円	176円	351円	526円	歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画をし、適切なサービスの実施、定期的な評価と見直しを行った場合
	口腔機能向上加算Ⅱ	月２回限度	1,858円	186円	372円	558円	口腔機能向上サービスの内容を厚生労働省に提出していること。
	科学的介護推進体制加算	/1月	469円	47円	94円	141円	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
	事業所が送迎を行わない場合	片道につき	-544円	-55円	-109円	-164円	送迎を実施しなかった場合
	サービス提供体制加算Ⅰ	/1回	256円	26円	52円	77円	介護福祉士が70％以上配置されている場合
	サービス提供体制加算Ⅱ	/1回	213円	22円	43円	64円	介護福祉士が50％以上配置されている場合
	サービス提供体制加算Ⅱ	/1回	74円	8円	15円	23円	介護福祉士が40％以上配置されている場合
加算	処遇改善加算Ⅰ	/1回	いずれか一つのみを算定				介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、他厚生労働大臣が定める基準に該当した場合。所定単位数の92/1000 の加算
	処遇改善加算Ⅱ	/1回					所定単位数の90/1000 の加算
	処遇改善加算Ⅲ	/1回					所定単位数の80/1000 の加算
	処遇改善加算Ⅳ	/1回					所定単位数の64/1000 の加算
	処遇改善加算ｖ1～ｖ14	/1回					所定単位数の33/1000～81/1000の 加算。

- 上記料金は処遇改善加算（Ⅱ）が算定されています。
- 端数処理の関係上、実際の金額とは若干異なる場合があります。
- 高齢者虐待防止措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の１を所定単位数から減算します。
- 業務継続計画を講じていない場合は、所定単位数の100分の１を所定単位数から減算します。
- 基本料金に利用された各種加算金額を足したものが1回当たりのご契約者様の金額負担になります。

- 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。
- ご契約者様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。
- ご契約者様が未だ要介護認定を受けていない場合には、介護認定の決定までサービス利用料金の請求を保留にさせていただき、介護認定の決定後にサービス利用料金を御請求させていただきます。また認定が下りず自立と判定された場合は、全額自己負担でのご請求となります。

- 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。
- ご契約者様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、サービス利用料金表に定められた「介護報酬額」の全額（自己負担額ではありません。また加算分は含まれます。）が必要となります。

②食事

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
・ご契約者様の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
（食事時間）昼食12:00～12:40　間食：15:00～15:20
・食材料費及び調理に要する費用（昼食代・おやつ代）として1回あたり800円をご負担いただきます。

③複写物の交付

ご契約者様は、サービス提供等の記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。
１枚につき　20円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者様の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者様に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代70円～90円、尿とりパッド20円～40円（種類により異なります。）

⑥通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎加算の上、通常の事業実施地域を越えた部分について実費相当額として、下記の料金をいただきます。
神戸地区：　200円（片道分）、西宮、川西地区：　200円（片道分）

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

3. 標準的な利用形態における1回あたりの利用料金　＊処遇改善加算Ⅱの加算含む

（基本料金＋入浴介助加算Ⅰ＋栄養アセスメント加算＋個別機能訓練加算Ⅰイ＋個別機能訓練加算Ⅰロ＋サービス提供体制強化加算Ⅱ）

要介護度	ご利用者様負担額①			食費②	合計①＋②		
	1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	1,035円	2,068円	3,101円	800円	1,835円	2,868円	3,901円
要介護度2	1,174円	2,345円	3,517円		1,974円	3,145円	4,317円
要介護度3	1,317円	2,632円	3,947円		2,117円	3,432円	4,747円
要介護度4	1,460円	2,918円	4,376円		2,260円	3,718円	5,176円
要介護度5	1,605円	3,208円	4,811円		2,405円	4,008円	5,611円

第１号通所事業（総合事業通所介護）「利用料金表」（令和7年4月改定）

1. 第１号通所事業（総合事業通所介護）　利用料金表　1日あたり　　保険者 宝塚市

サービス内容		介護報酬額	ご利用者様負担額 1割負担	2割負担	3割負担	備考
基本料金	要支援1	20,932円	2,094円	4,187円	6,280円	月単位の定額報酬 送迎・入浴を基本単位に包括
	要支援2	42,153円	4,216円	8,431円	12,646円	
加算（右欄の中から該当するサービスのみ算定いたします）	若年性認知症受入加算　/1月	2,798円	280円	560円	840円	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
	生活向上グループ活動加算　/1月	1,164円	117円	233円	350円	生活機能向上グループ活動サービス行った場合。
	栄養アセスメント加算　/1月	587円	59円	118円	177円	管理栄養士を１名以上配置し、栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応した場合。
	栄養改善加算　/1月	2,328円	233円	466円	699円	栄養ケア計画を作成し、それに従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行い、その状態を定期的に記録した場合。
	口腔機能向上加算Ⅰ　/1月	1,751円	176円	351円	526円	口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画をし、適切なサービスの実施、定期的な評価と見直しを行った場合。
	口腔機能向上加算Ⅱ　/1月	1,858円	186円	372円	558円	
	一体的サービス提供加算　/1月	5,585円	559円	1,117円	1,676円	・栄養改善サービスおよび口腔機能向上サービスを実施しており、いずれかのサービスを行う日を1ヵ月につき2回以上設けていること。栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと
	サービス提供体制加算Ⅰ1　/1月	1,025円	103円	205円	308円	介護福祉士が70%以上配置されている場合(要支援1)
	サービス提供体制加算Ⅰ2　/1月	2,050円	205円	410円	615円	介護福祉士が70%以上配置されている場合(要支援2)
	サービス提供体制加算Ⅱ1　/1月	833円	84円	167円	250円	介護福祉士が50%以上配置されている場合(要支援1)
	サービス提供体制加算Ⅱ2　/1月	1,676円	168円	336円	503円	介護福祉士が50%以上配置されている場合(要支援2)
	サービス提供体制加算Ⅲ1　/1月	555円	56円	111円	167円	介護福祉士が40%以上配置されている場合(要支援1)
	サービス提供体制加算Ⅲ2　/1月	1,121円	113円	225円	337円	介護福祉士が40%以上配置されている場合(要支援2)
	生活機能向上連携加算Ⅰ　/1月	1,164円	117円	233円	350円	理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合
	生活機能向上連携加算Ⅱ　/1月	2,328円	233円	466円	699円	
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　/1月	234円	24円	47円	71円	利用者の栄養状態と口腔の健康状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　/1月	53円	6円	11円	16円	
	科学的介護推進体制加算　/1月	469円	47円	94円	141円	入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合
	処遇改善加算Ⅰ　/1月	いずれか一つのみを算定				介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、他厚生労働大臣が定める基準に該当した場合。所定単位数の92/1000 の加算
	処遇改善加算Ⅱ　/1月					所定単位数の90/1000 の加算
	処遇改善加算Ⅲ　/1月					所定単位数の80/1000 の加算
	処遇改善加算Ⅳ　/1月					所定単位数の64/1000 の加算
	処遇改善加算ｖ1～ｖ14　/1月					所定単位数の33/1000～81/1000の 加算。

- 上記料金は処遇改善加算(Ⅱ)が算定されています。
- 端数処理の関係上、実際の金額とは若干異なる場合があります。
- 基本料金に利用された各種加算金額を足したものが1回当たりのご契約者様の金額負担になります。
- 高齢者虐待防止措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の１を所定単位数から減算します。
- 業務継続計画を講じていない場合は、所定単位数の100分の１を所定単位数から減算します。
- 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。
- ご契約者様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。
- ご契約者様が未だ要介護認定を受けていない場合には、介護認定の決定までサービス利用料金の請求を保留にさせていただき、介護認定の決定後にサービス利用料金を御請求させていただきます。また認定が下りず自立と判定された場合は、全額自己負担でのご請求となります。

- 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。
- ご契約者様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、サービス利用料金表に定められた「介護報酬額」の全額（自己負担額ではありません。また加算分は含まれます。）が必要となります。

②食事

・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
・ご契約者様の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
（食事時間）昼食12:00～12:40　間食：15:00～15:20
・食材料費及び調理に要する費用（昼食代・おやつ代）として1回あたり800円をご負担いただきます。

③複写物の交付

ご契約者様は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。
１枚につき　20円

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者様の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。
利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者様に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代70円～90円、尿とりパッド20円～40円（種類により異なります。）

⑥通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎加算の上、通常の事業実施地域を越えた部分について実費相当額として、下記の料金をいただきます。
神戸地区：　200円（片道分）
西宮、川西地区：　200円（片道分）

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

3. 標準的な利用形態における1月あたりの利用料金　（要支援1は4回・要支援2は8回あたりの利用料金）

（基本単価＋栄養アセスメント加算＋サービス提供体制強化加算Ⅲ1）＊処遇改善加算Ⅱの加算含む

要介護度	ご利用者様負担額①			食費②	合計①＋②		
	1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2,209円	4,416円	6,624円	3,200円	5,409円	7,616円	9,824円
要支援2	4,388円	8,774円	13,160円	6,400円	10,788円	15,174円	19,560円